

静岡県立大学小鹿キャンパス 防災マニュアル

2025.5.1 改訂版



☆ 災害が発生したら…警備員室（※24時間対応）

TEL（内線）2623 （外線）054-202-2623

☆ 火災が発生したら…消防署

TEL 【学内】（0発信）119 【学外】（局番なし）119

★静岡県内で震度5強以上を観測した場合、又は本学の休業期間中（春期・夏期・冬期）に県外で震度6弱以上の地震を観測した場合は、安否情報システムで安否情報の報告を行うこと！下記 URL 又は QR コードよりアクセスして下さい。

<http://anpi.shizuoka.jp/>



◆幹部教職員は、防災マニュアルを自分のデスク内に必ず保管すること。
防災マニュアルは、本学ホームページにも掲載。

URL <https://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/campuslife/student-support/disasterprevention/>

◆防災マニュアルは、有事に備え下記の場所にも保管します。

- ・衛星携帯電話収納ケース（事務部総務室内）
- ・警備員室（事務・図書館棟1階）

◎危機事案に係る情報収集先一覧

発信元	URL	QR コード
気象庁 HP	https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html	
静岡県危機管理部 HP	https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/index.html	
静岡市危機管理局 HP	https://www.city.shizuoka.lg.jp/s4268/s006453.html	
静岡市防災情報 ポータル	https://portal.bosai.city.shizuoka.jp/	
NHK 防災 HP	https://www.nhk.or.jp/bousai/	
 静岡県総合防災アプリ 静岡県防災	https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/bosaijoho/bosaiapli/index.html	 iPhone iPad  Android chrome book

※QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

目 次

1	静岡県立大学（小鹿キャンパス）の避難場所	1 P
2	災害時の緊急連絡先	2 P
3	安否情報システムの使い方	3 P
4	地震発生時の基本行動 10 カ条	4 P
5	地震対策（南海トラフ地震臨時情報発表から発災まで）	5 P
5-2	休講基準及び運用	8 P
5-3	Jアラート作動時（弾道ミサイル発射時）の大学内における行動	9 P
6	地震発生時の初動態勢（勤務時間内）	10 P
7	地震発生時の初動態勢（勤務時間外）	12 P
8	災害対策本部	14 P
9	学内備蓄状況	19 P
10	静岡市との災害時協定	20 P
【資料編】	火災発生時（火災発見時）の対応	21 P
	災害時の応急救護	25 P
	災害時の応急手当	29 P
	救命処置（AED）	33 P
	小鹿キャンパスAED設置場所	37 P

1 静岡県立大学（小鹿キャンパス）の避難場所

1 小鹿キャンパス内の避難場所



※状況が悪化し校舎内が危険と判断された時は、教員の指示または学内放送に従い、落ち着いてグラウンドに避難する。

※校舎内に待機するよう指示された場合は、学科・学年ごとに指定された講義室・実習室に移動する。

学 科	学 年		
	1 年生	2 年生	3 年生
歯科衛生学科	208 講義室	207 講義室	209 講義室
社会福祉学科社会福祉専攻	308 講義室	307 講義室	
社会福祉学科介護福祉専攻	358 介護実習室	359 入浴実習室	
こども学科	204 講義室	205 講義室	

2 小鹿キャンパス周辺（西豊田学区）の避難所

名 称	所 在 地	収容可能人数
西豊田小学校	駿河区曲金 2-8-80	246
豊田中学校	駿河区豊田 1-3-1	1041
小黑こども園	駿河区小黑 1-7-6	22
南部体育館	駿河区曲金 3-1-30	647
静岡県農業会館	駿河区曲金 3-8-1	348
静岡視覚特別支援学校	駿河区曲金 6-1-5	320
ツインメッセ静岡	駿河区曲金 3-1-30	73

【避難所】災害により居住場所を確保できなくなった人を受け入れる施設（建物）

2 災害時の緊急連絡先

1 大学への緊急連絡先（市外局番 0 5 4）

名 称	電話番号	備 考
警備員室（24時間対応）	202-2623	事務・図書館棟1階
中央監視室	202-2622	事務・図書館棟1階
総務室	202-2600	事務・図書館棟3階
学生室	202-2603	事務・図書館棟3階

2 静岡市の主な災害対策関係機関（市外局番 0 5 4）

種 類	機関名称	電話番号	備 考
消 防	消防	局番なし 119	火災・救急等
	静岡市駿河消防署	280-0119	
	静岡市消防局火災問合せ	0180-99-5678	
警 察	静岡南警察署	288-0110	
	静岡南警察署小鹿交番	286-0991	
行 政	静岡市駿河区役所（代表）	202-5811	
	静岡市保健所（保健予防課）	249-3172	消毒・防疫
	静岡市環境局（一般廃棄物担当）	262-4015	廃棄物（沼上清掃工場）
病 院	静岡済生会総合病院	285-6171	
	静岡県立総合病院（代表）	247-6111	
気 象	静岡地方气象台	287-4093	気象情報自動応答装置
静岡県の緊急情報・危機管理情報のHP		https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/index.html	

3 安否情報システムの使い方

学生・教職員は「静岡県内で震度5強以上を観測した場合、又は本学の休業期間中（春期・夏期・冬期）に県外で震度6弱以上の地震を観測した場合」、以下手順のとおり安否情報システムにより安否情報の報告を行う。

- 1 スマートフォン、携帯電話、パソコンなどで「<http://anpi.shizuoka.jp/>」にアクセスする。

※大学のトップページ右下に安否情報システムへのリンクがあります。また、下記のQRコードからもアクセス可能です。災害時に速やかに安否情報を報告できるように、安否情報システムのURLをスマートフォンなどにブックマークしておいてください。



- 2 下記の画面が表示されるので、「大学からのお知らせ」を確認するとともに、安否情報を入力する。
「大学からのお知らせ」には、安否報告の呼びかけ、大学の被災状況、休講連絡等の情報を掲載する。

①学籍番号（7桁）または教職員番号（8桁）を入力する。ただし、6桁の場合には、前に「00」を付けて8桁にする。

②誕生日の月日を入力する。

③安否の状態をチェックする。
必要に応じて、コメント(120字以内)を記入する。

④登録ボタンを押す。

静岡県立大学安否情報システム

大学からのお知らせ
新しい安否情報システムを試験運用しています。
震度5強以上の地震が発生した場合は、各自の安否を登録して下さい。

安否情報の入力
学籍番号または教職員番号(必須)
誕生日(必須)
月 日
安否の状態(必須)
○無事 ○軽傷 ○重傷
コメント(任意)

登録

4 地震発生時の基本行動 10カ条

1 まず、身の安全を確保

- ・最初の揺れにより、瞬時の判断が必要。
- ・あわてて外に飛び出さない。
- ・ガラス飛散の恐れがある窓際や落下・転倒の恐れがある家具などから離れる。
- ・机やテーブルなどの下にもぐって身を守る。このとき机などがぐらつかないよう、机などの脚をしっかり押さえる。

2 すばやく火の始末

- ・揺れが大きい場合は無理をせず、揺れが収まるのを待つ。
- ・揺れが小さい場合は、使用中のガス器具・ストーブなどを素早く消す。
- ・ガス器具は元栓を閉め、電気器具はコンセントを抜き、ブレーカーを切る。

3 脱出口を確保

- ・地震による家の歪みで扉が開かない場合、揺れを感じたら、素早く玄関・窓などを開けて非常脱出口を確保する。

4 火災を見つけたらすぐ消火

- ・火が天井まで燃え移る前なら消火できる可能性がある。
- ・消火器やバケツなどで初期消火をする。
- ・消火不能な場合は、直ちに部屋のドアを閉め、火災が発生したことを大声で周囲に伝えながら避難する。
- ・火災で煙が発生したら身をかがめ、水で湿らせたハンカチなどで口をふさぎ、煙を吸い込まないように注意して避難する。

5 外へ逃げるときはあわてずに

- ・揺れが収まるのを待って、周囲の状況を確認してから避難すること。
- ・足元の散乱物や、頭上の落下物に注意して避難する。素足はダメ。
- ・電気が復旧した時、火災の原因になるので、ブレーカーは切っておく。

6 狭い路地・崖・川べりに近づかない

- ・狭い路地や塀際では、瓦などが落ちてきたり、ブロック塀や自動販売機が倒れてきたりすることがあるので近づかない。
- ・崖や川べりは、地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので近づかない。

7 協力しあって消火・救出・救護

- ・近所で火災が発生していたり、閉じ込められている人がいたら、近隣住民と協力しあって消火・救助にあたる。
- ・災害時は、病院等で手当できる患者の人数に限りがあるので、軽症者などの処置は、お互いに協力しあって応急救護をする。

8 避難は徒歩で

- ・避難に車は使わない。
- ・誰が何を持ち出すのか、家庭内で役割分担を決めておく。
- ・家族が離れ離れになった場合の集合先、連絡方法を決めておく。

9 山崩れ・崖崩れ・津波に注意

- ・山・崖崩れや津波などの危険が予想される地域は、避難命令を待たずにすぐに避難を開始する。
- ・海岸の近くで揺れを感じたら、津波の発生を警戒し、すみやかに高台やビルの屋上などに避難する。

10 正しい情報を確認

- ・ラジオや市町の同報無線などから正確な情報をつかみ、的確な行動を取る。
- ・デマや噂に惑わされない。
- ・地震直後で携帯ラジオがない場合、カーラジオを利用するのも一つの方法。

5 地震対策（南海トラフ地震臨時情報発表から発災まで）

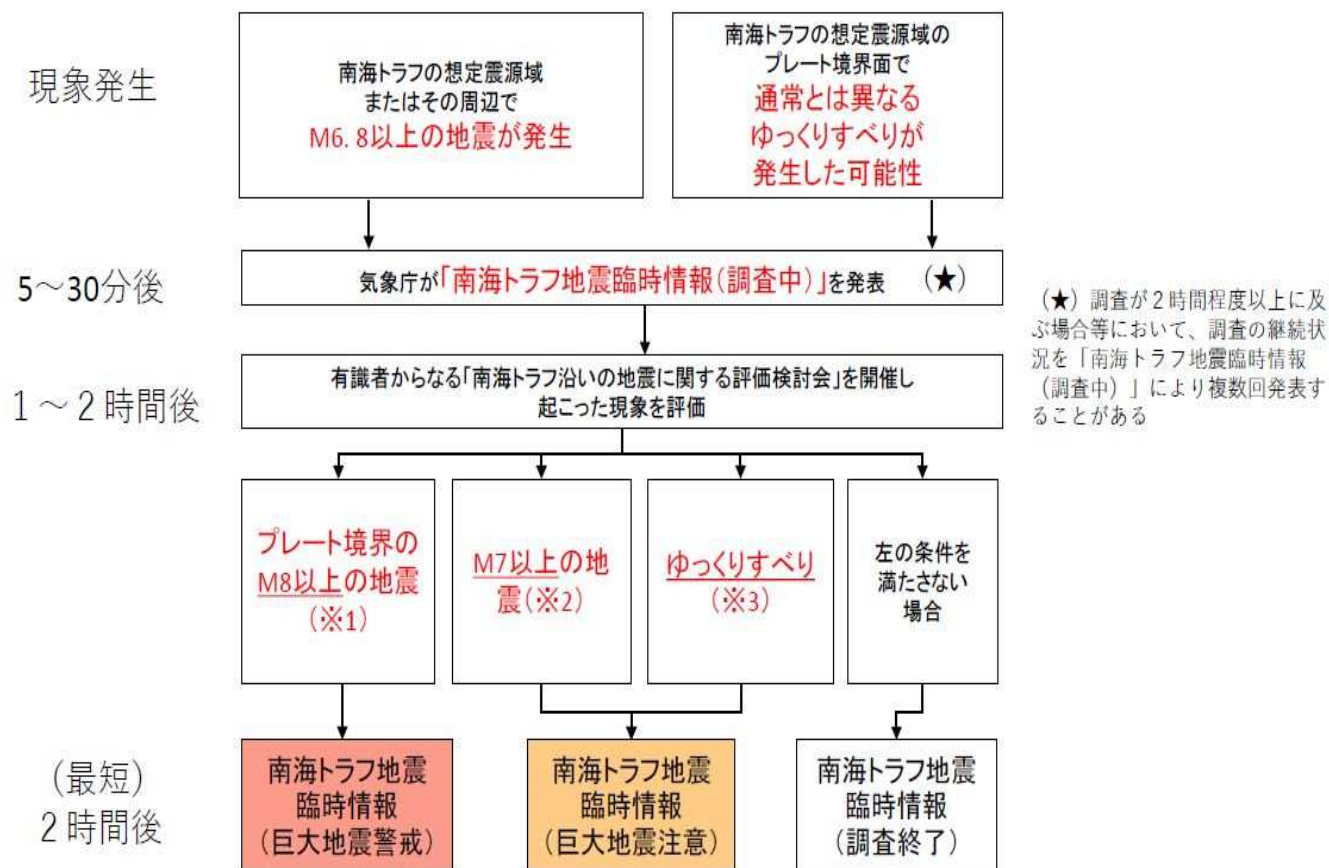
1 気象庁が発表する、「南海トラフ地震に関連する情報」について

(1) 「南海トラフ地震に関連する情報」は下記の情報名で発表

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

(2) 南海トラフ地震臨時情報の情報発表の流れ

南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

【出典】令和元年5月31日 気象庁報道発表資料(抜粋)

2 本学における（発表条件別の）行動対処

情報名	地震・津波	県の体制	本学の体制
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	県内震度4 津波注意報	情報収集体制	原則として平常時の活動を継続する。 【事務局】 ・ 室長会議（臨時）開催（グローバル地域センター・短大含む） ・ 地震対策部会（臨時）開催 ・ 情報発表があった旨を、学生・教職員に周知 ・ 防災上重要な施設の点検を実施 【学生・教職員】 ・ 研究室等の棚が固定されていることを確認 ・ 避難場所を確認し、避難経路をふさぐ荷物があれば撤去 ・ 自衛消防隊としての自らの任務を再確認する。（教職員）
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	県内震度5弱 津波警報	警戒体制	
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	県内震度5強	特別警戒体制 ↓ 災害警戒本部（本部長：知事）	災害対策本部を設置（下記①～③のいずれかの場合） ① 静岡市内において震度5強以上の地震が発生した場合 ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 ③ 学長が危機事案の重大性や拡大性を勘案し、被害が複数の部局に関連し、全学的な対応が必要であると判断した場合 【事務局】 ・ 勤務時間外の場合、第一次参集要員は参集 ・ 災害対策本部を立ち上げる。本部班は任務を開始 ・ 本部班以外は、「災害時重要業務一覧」における自らの任務を再確認する。 ・ 両キャンパス間（グローバル地域センター含む）、静岡県、静岡市との情報伝達体制を確保する。 【学生】 ・ すべての授業（実習及び試験を含む）を休講とし、速やかに学生を帰宅させる。 【教職員】 ・ 教職員は平常時の活動を原則中止し、自衛消防隊として学内の安全確保に努める。
	県内震度6弱以上 大津波警報	災害対策本部（本部長：知事）	

【出典】静岡県地域防災計画（抜粋）

3 地震発生時の行動対処（避難活動等）

(1) 在校中に地震が発災した場合の対応

発災の規模、態様等に応じ、的確な判断と臨機応変の行動を取る。

ア 第1次避難行動（教室等の学内での避難）

地震発生直後におけるパニックの防止、火気の始末及び第1次避難行動に対する学生への指示は、在室中の教職員が行う。

<地震発生>

- ・ 実験、実習中の場合は、直ちに中止する。可能な場合は、素早く火気の始末を行う。
- ・ 大きな棚や窓から離れ、机などが近くにある場合はその下に隠れて机の脚を掴み、落下物、転倒物、ガラス飛散等から身を守る。
- ・ 屋外の場合は、建物から離れ、落下物に注意して、グラウンド（草薙キャンパス・小鹿キャンパス）又は芝生園地（草薙キャンパス）に避難する。

<本震後>（約1分後）

- ・地震が収まったら、教員の指示又は学内放送に従い、落ち着いて第2次避難行動の準備をする。
- ・負傷者の有無を確認する。負傷者がいた場合は、救助、応急手当を行い、中央監視室に通報し支援を受ける。
- ・火災が発生したときは、発生場所を確認して、最寄りの火災報知機を押し、教員の指示等により初期消火にあたる。ただし、火が天井まで達している場合は、危険であるため安易に近づかないこと。
- ・教職員は自衛消防隊としての任務にあたる。

イ 第2次避難行動（校舎外への避難）

状況が悪化し、校舎内での避難が危険と判断されたときは、災害対策本部からの指令又は必要により教職員の判断・指示のもとで、落ち着いて避難場所（P1 参照）へ第2次避難行動を開始する。負傷者は付近にいる者が搬送する。

避難完了後、教員は避難誘導した学生の安否を確認し、残存者の有無を学部長へ報告する。学部長は、学部棟内の避難状況を避難者集計表に取りまとめた後、学長（不在の場合は、副学長又は事務局長）へ報告する。

なお、学生・教職員は速やかに安否確認システム等（その他、出欠確認システム又は避難者確認カードなど）で安否情報の報告を行う。

その後、学生は、災害対策本部長（学長）からの指示事項等を聞いた後、帰宅する。（特別な事情がある学生は申し出る）

ウ 避難行動の種類と避難場所について

区 分	避難行動の種類	避難場所
学 内	第1次避難行動	各教室、研究室、実習室、事務室等、在室する場所
	第2次避難行動（草薙）	最寄りの避難場所（グラウンド・芝生園地）へ避難する。避難場所到着後、避難してきた棟毎に学部・学科・学年別に整列する。
	第2次避難行動（小鹿）	グラウンド（学年別に整列する）
学 外	第1次避難行動	実習先機関（病院、福祉施設、保健所等）が指定する場所
	第2次避難行動	実習先機関（病院、福祉施設、保健所等）が指定する場所

(2) 在校中に火災が発生した場合（火災を発見した場合）の対応

- ・大声で周囲（教職員・学生等）へ知らせる。
- ・火災報知器のボタンを押す。
- ・防災センターへ通報する。
- ・自主的判断、教員の指示又は学内放送の指示に従い、指定避難場所へ避難する。

(3) 学外において地震が発災した場合の対応

発災の規模、態様等に応じ、的確な判断と臨機応変の行動を取る。

ア 安否の報告

学生及び教職員は、次のいずれかの方法で本学に安否を報告すること。

- ・インターネットで安否情報を報告する。

静岡県内で震度5強以上の地震を観測した場合、又は本学の休業期間中（春期・夏期・冬期）に県外で震度6弱以上の地震を観測した場合は、スマートフォン・携帯電話・パソコンなどで「安否情報システム」にアクセスし、安否情報の報告を行うこと。

イ 教職員の参集

教職員は、第8章の参集基準に基づき参集し、行動対処すること。

5-2 休講基準及び運用

(1) 休講基準

① 地震による休講の基準

地震により、キャンパス所在地（東源台地区・西豊田地区のいずれか。以下同じ。）の直近の観測点において、以下のいずれかの基準に該当した場合は、「休講の適用対象」のとおり草薙・小鹿両キャンパスを一齐休講（以下、「一齐休講」という。）とする。

ア 震度6弱以上の地震が発生又は大津波警報が発表されたとき。

イ 震度5弱以上の地震が発生又は津波警報が発表された状況において公共交通機関（JR 静岡駅・東静岡駅・草薙駅を発着する JR 線、並びに同駅を発着し大学前に停留するバス）が不通となつているとき。

ウ その他、地震の影響で学生の安全又は通学手段に重大な支障が生じているとき。

エ 気象庁による「**南海トラフ地震臨時情報**」の発表を受け、本学において一齐休講が必要であると判断したとき。

② 大雨・暴風等による休講の基準

大雨・暴風等により、以下のいずれかの基準に該当した場合は、「休講の適用対象」のとおり一齐休講とする。

ア 県西部（遠州北・遠州南）、県中部（中部南・中部北）、県東部（富士山南東・富士山南西）のいずれかに以下の警報が発表されたとき。

a 警報（暴風・暴風雪）

b 特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・大雪・暴風雪）

イ キャンパス所在地において記録的短時間大雨情報の発表又は避難指示の発令があったとき。

ウ キャンパス所在地に避難指示が発令され、一齐休講が必要であると本学が判断したとき。

③ その他

(1)、(2)に定める基準の他、自然災害や停電等により、キャンパス所在地において、学生の安全、授業の実施又は通学手段に重大な支障が生じていると本学が判断した場合は、一齐休講とする。

(2) 休講の適用対象

判 断 時 間	休講となる時間帯
午前 7：00現在	1、2限休講
午前 11：00現在	3、4、5限休講（土曜日は3、4限）
午後 4：00現在	6、7限休講

※授業開講中に休講基準に該当した場合は、授業を中断し当該時間帯を休講とする。

※学外で臨地実習等を実施中に休講基準に該当した場合は、上記を原則としつつ、学部で対応を指示する。

※集中講義等の場合は、上記を原則としつつ、各科目の開講時間帯等を考慮し休講とする。

※大地震発生後の授業の再開については、学内外における被災の規模、様態、余震の状況及び学生への連絡方法等、総合的に勘案して学長が決定する。

5-3 Jアラート作動時（弾道ミサイル発射時）の大学内における行動

国外からミサイルが発射され静岡県内への影響が予想される場合には、国からミサイル発射情報や屋内退避の呼びかけ等の緊急情報がJアラートにより伝達され、その情報は、市町の防災行政無線や携帯電話・スマートフォンの緊急速報メール等を通じて伝達される。

講義中、Jアラートからメッセージが流れたら、講義を中断して、直ちに次の行動をとる。なお、講義時間以外の場合であっても、直ちに次の行動をとる。

1 屋外にいる場合

- (1) 近くの校舎、体育館に避難する。
- (2) 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。

2 屋内にいる場合

- (1) できるだけ窓から離れ、できれば窓の無い部屋へ移動する。
- (2) 窓を閉め、換気扇、エアコンなどを止める。
- (3) 机の下などに身を隠す、床に伏せるなどして頭部を守る。

※ミサイルが通過したことを確認するまでは、身を守る行動および安全な場所での待機を継続する。

<メッセージの例>

「ミサイル発射。ミサイル発射。〇〇からミサイルが発射された模様です。建物の中、または地下に避難してください。」

「直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、または地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難してください。」

6 地震発生時の初動態勢（勤務時間内）

学内で火災が発生した場合や、静岡市内で震度5強以上の揺れを観測した場合、教職員は自衛消防隊の任務にあたる。

1 自衛消防隊の任務

教職員は、以下のとおり自衛消防業務に従事する。

<本部隊の任務>

班	災害等発生時の任務	警戒宣言が発せられた場合の組織編成	警戒宣言が発せられた場合の任務
通報連絡班	1 消防機関への通報及び通報の確認 2 館内への非常放送及び指示命令の伝達 3 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。）	通報連絡班は、情報収集担当として編成する。	1 報道機関等により東海地震注意情報及び警戒宣言発令に関する情報を収集し、事業所統括管理者に連絡する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 放送設備、掲示板、携帯用拡声器等により在館者に対する周知を図る。 4 食料品、飲料水、医薬品等及び防災資機材の確認をする。 5 在館者の調査 6 その他
初期消火班	1 出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐	初期消火班は、点検措置担当として編成する。	建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講じる。
安全防護班	1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置	安全防護班は、点検措置担当として編成する。	上記の初期消火班の任務と同様とする。
避難誘導・生活物資班	1 出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放及び開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定	避難誘導・生活物資班は、平常時と同様の編成とする。	混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。
応急救護班	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供	応急救護班は、情報収集担当として編成する。	上記の通報連絡（情報）班の任務と同様のほか、救出資機材等の確認をする。

<地区隊の任務>

班	災害等発生時の任務	警戒宣言が発せられた場合の組織編成	警戒宣言が発せられた場合の任務
通報連絡班	中央監視室への通報及び隣接各室への連絡	通報連絡班は、情報収集担当として編成する。	テレビ、ラジオ等により情報を収集する。
初期消火班	消火器等による初期消火及び本部隊初期消火班の誘導	初期消火班は、点検担当として編成する。	担当区域の転倒、落下防止措置を講じる。
安全防護班	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作	安全防護班は、点検担当として編成する。	上記の初期消火班の任務に同じ。
避難誘導・生活物資班	出火時における避難者の誘導	避難誘導・生活物資班は、平常時と同様の編成とする。	本部の指揮により、避難誘導を行う。
応急救護班	負傷者に対する応急処置	応急救護班は、応急措置担当として編成する。	危険箇所の補強、整備を行う。

※緊急時には対応できる人員を十分に確保できないことが想定されるため、各班は協力して対応すること

※上記に記載されていない任務についても、状況に応じて臨機応変に対応すること

2 情報伝達手段

- ・学内滞在者には、学内放送および電話等で連絡を取る。
- ・学外滞在者には、勤務時間外の対応と同様の手段で情報伝達を行う。

3 災害対策本部

自衛消防隊の任務により、人命の安全が確保された後、教職員は災害対策本部としての任務に就く。
災害対策本部については第8章に記載する。

7 地震発生時の初動態勢（勤務時間外）

1 参集基準

静岡市内で震度5強以上の揺れを観測した場合 第一次参集要員は県立大学小鹿キャンパス事務・図書館棟1階学生ホールに参集する。ただし、幹部教職員（短大部長、副部長、学生部長、附属図書館長、事務部長、総務室長及び学生室長）は原則参集する。

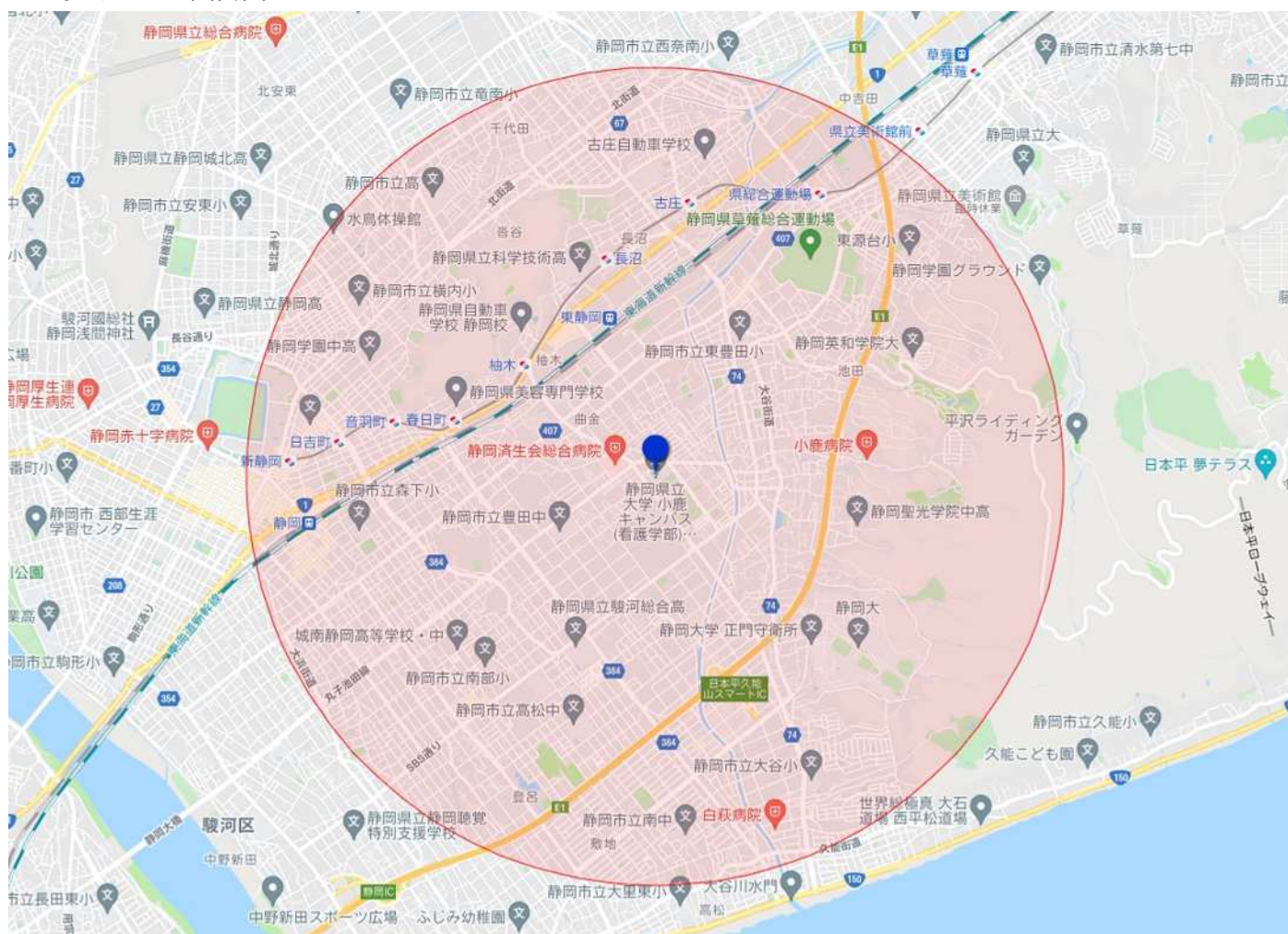
なお、参集にあたっては、自身と家族の安全を最優先とする。

※第一次参集要員以外の教職員（幹部教職員を除く）は、参集連絡がない限り自宅待機または地域の防災活動に参加する。遠方者など出勤できない場合も同様とする。

ただし、研究室の様子を確認する目的等で参集することは許可する。

※第一次参集要員とは、原則として小鹿キャンパス事務・図書館棟から概ね3km圏内に居住する教職員で構成する。

参考：3km圏内図



2 第一次参集要員の任務

(1) 人命の安全確認・建物の被害状況確認

- ア 守衛室職員、中央監視室職員と協力して学内にいる人の安全を確認する。
- イ 学内に救助を必要とする人を発見した場合には、守衛室職員、中央監視室職員と協力して、自らの安全を守りながら救助を行う。
- ウ 建物の損傷を目視で確認し、幹部職員又は警備員室へ報告する。建物の損傷が甚大な場合は、立入禁止区域として人が立ち入らないように措置を講じる。
- エ 火災を発見した場合は、可能な範囲内で初期消火をする。火が天井まで達している場合は、危険であるため安易に近づかずに、大声で周囲に伝えながら避難する。その後、速やかに警備員室に状況を報告する。
- オ 夜間の場合、室内は危険が伴うため建物内への無理な侵入は避ける。

(2) 教職員への情報伝達

- ア 安否情報システムのログインページに、教職員への連絡事項を掲出する。
 - イ LINE の非常時連絡用オープンチャットに、教職員への連絡事項を掲出する。
- ※アとイを並行して行う。学内停電時には大学公式ホームページにも教職員への連絡事項を掲出する。

8 災害対策本部

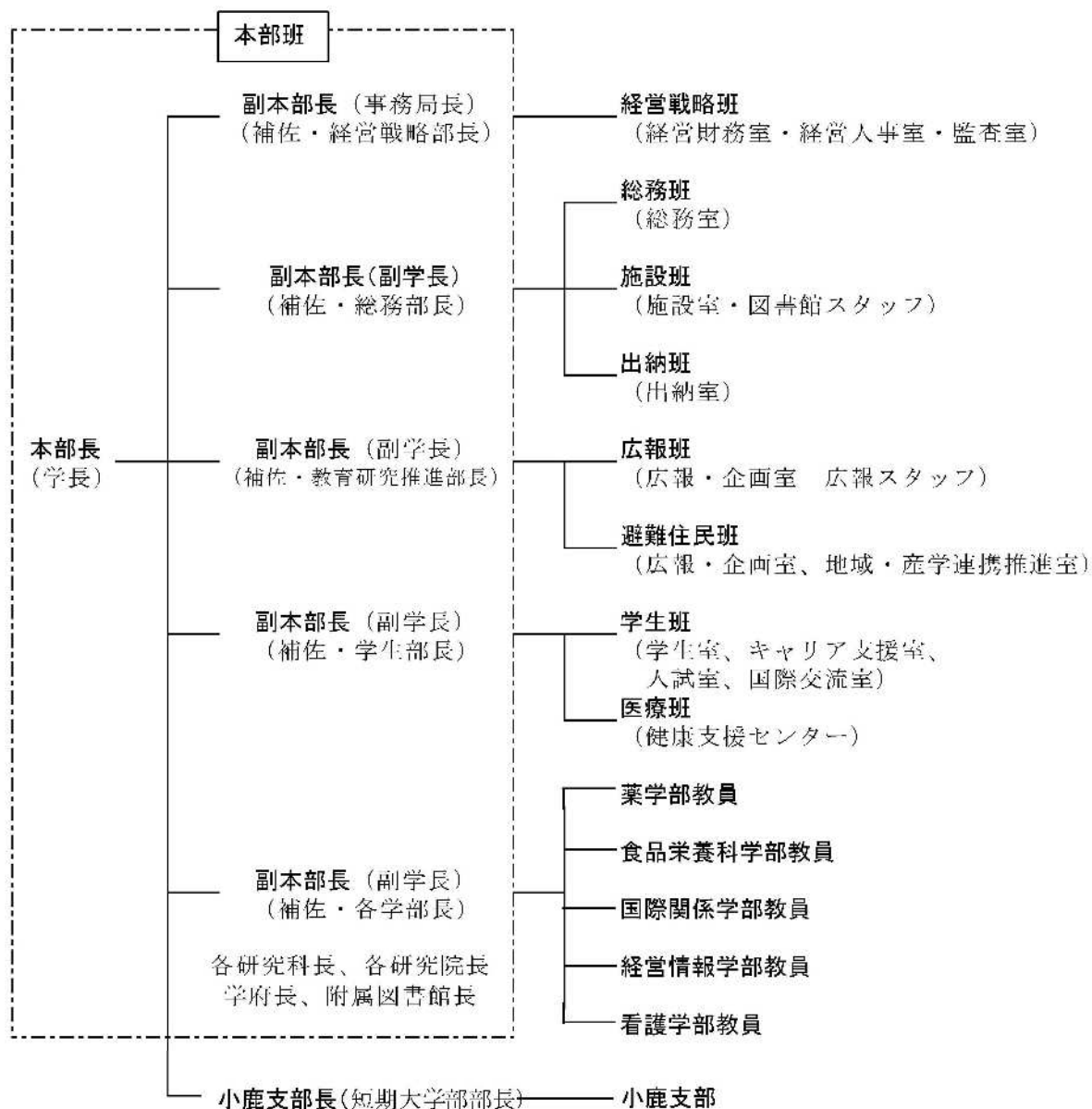
1 災害対策本部の設置

次のいずれかの場合に静岡県立大学災害対策本部ならびに小鹿支部を設置する。災害対策本部の設置後、解散に至るまで、災害対策本部の権限が他の通常権限に優先する。

- (1) 静岡市内において震度5強以上の地震が発生した時
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された時
- (3) 学長が危機事案の重大性や拡大性を勘案し、被害が複数の部局に関連し、全学的な対応が必要であると判断した時

2 組織図

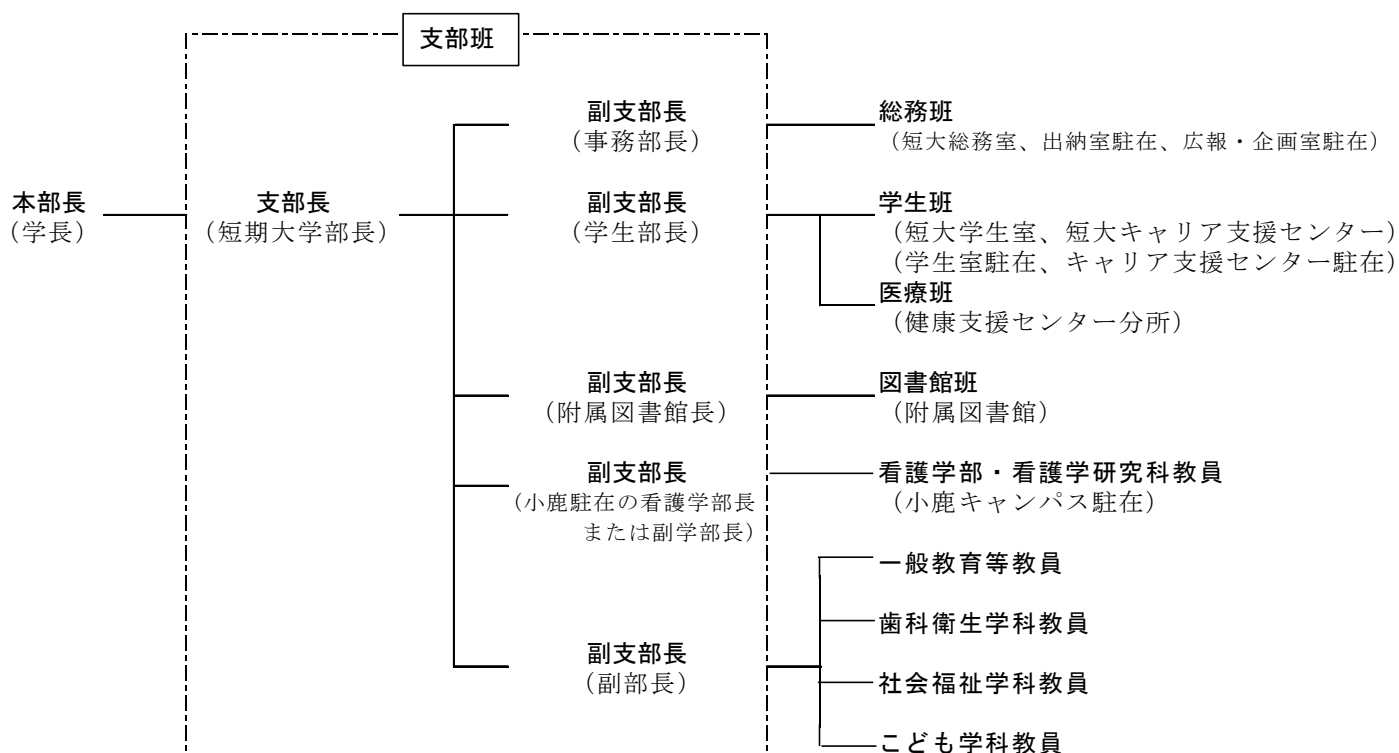
(1) 災害対策本部



※ 中央監視室職員は安全防護班長の指示により、必要な場所に派遣する。

※ 各室の非常勤嘱託員は、各室長の指示に従い行動する。

(2) 小鹿支部



3 災害対策本部長・小鹿支部の代理者及び代理順位

(1) 災害対策本部

- ①副学長（危機管理担当）
- ②事務局長

(2) 小鹿支部長

- ①短期大学部副部長
- ②短期大学部事務部長

4 設置場所

以下の場所を他に優先させ設置場所とする。指定の場所に設置が出来ない場合は、他の場所を優先的に確保する。

(1) 災害対策本部

静岡県立大学草薙キャンパス はばたき棟3階 第3会議室

(2) 小鹿支部

静岡県立大学短期大学部 事務・図書館棟3階 第2会議室

5 設営手順

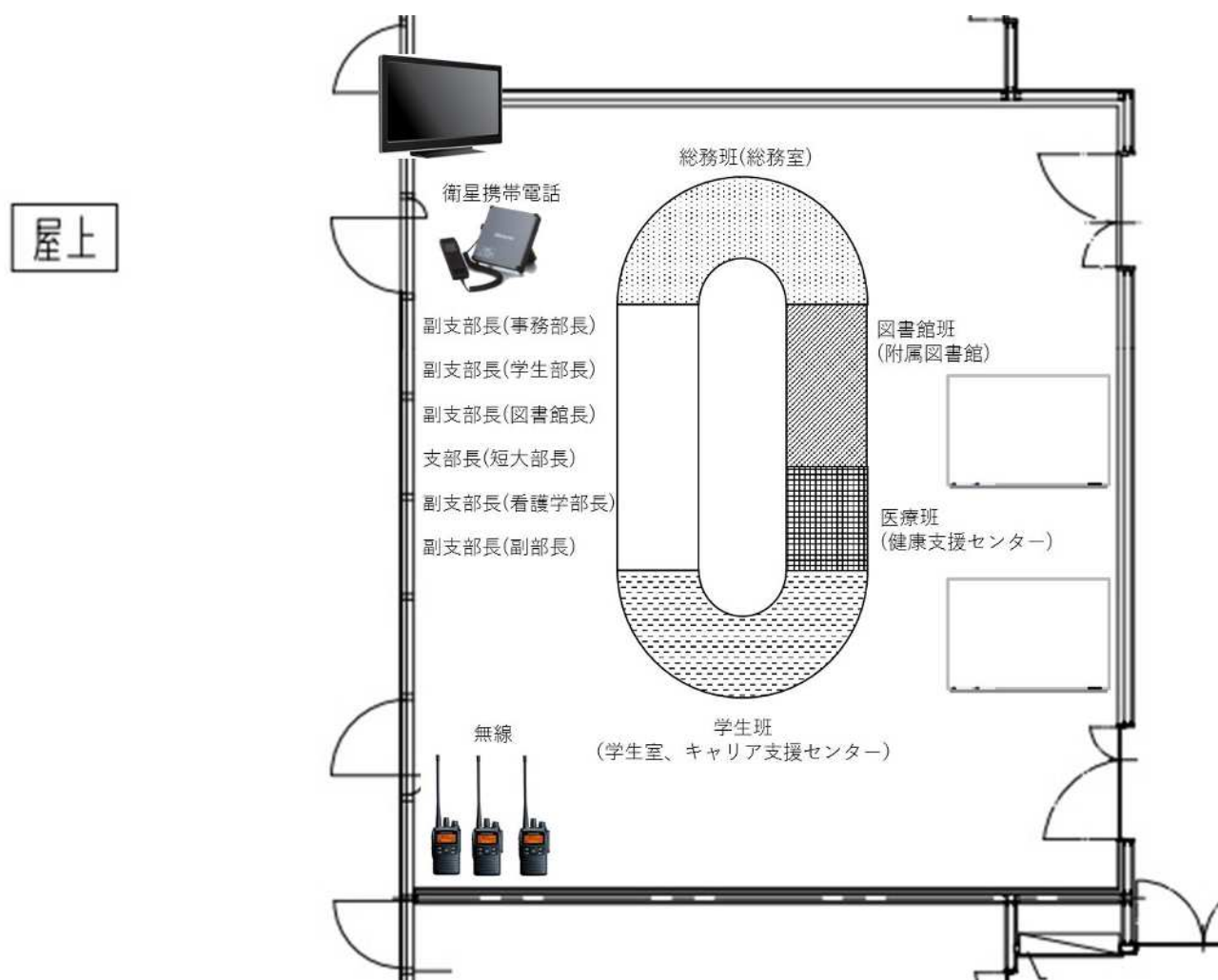
設営は災害対策本部総務班が中心となて行う。

- (1) 災害対策本部小鹿支部配置図に従い備品を配置する。
- (2) ラジオとテレビのスイッチを入れる。
- (3) 電話を配線し、通話音を確認して待機する。電話機の近くに伝言紙と筆記用具を用意する。
- (4) 無線機、衛星携帯電話のスイッチを入れて待機する。

無線機、衛星携帯電話は総務室キャビネット横に保管している。

災害対策本部小鹿支部配置図

【設置場所】静岡県立大学小鹿キャンパス 事務図書館棟3階 第2会議室



6 各班の構成及び任務

班	構 成	任 務
本部班	幹部教職員	・情報の収集、整理、分析 ・危機事案の対応策を検討、立案、決定
総務班	総務室	・災害対策本部の設置・会議運営 ・文部科学省、静岡県、静岡市等、関係機関との連絡調整 ・情報システムの復旧 ・教職員の安否確認
施設班	施設室、図書館	・施設の被災状況確認及び施設被害への対応 ・周辺施設への支障（火災の発生、有害物質の流出）の防止 ・ライフライン（電気、ガス、水道、電話）の確保
出納班	出納室	・本学資産の被害状況確認、保全及び維持 ・救援物資の受け入れ調整
広報班	広報・企画室 （広報担当）	・報道機関への対応 ・対外情報発信 ・静岡市と連携し、周辺住民へ対応する
避難住民班	広報・企画室 （企画・学務担当） 地域・産学連携推進室	・学内の帰宅困難者対応 ・一時避難施設運営 ・研究上の被害状況確認
学生班	学生室 入試室 キャリア支援室 国際交流室	・学生の安否確認 ・学生の安全確保 ・受験者対応
医療班	健康支援センター	・負傷者対応
小鹿支部 総務班	短期大学部 総務室 県大出納室(小鹿駐在) 県大広報・企画室(小鹿駐在)	・災害対策本部の設置、会議運営 ・文部科学省、静岡県、静岡市等、関係機関との連絡調整 ・情報システムの復旧 ・教職員の安否確認 ・施設の被災状況確認及び施設被害への対応 ・周辺施設への支障（火災の発生、有害物質の流出）の防止 ・ライフライン（電気、ガス、水道、電話）の確保 ・本学資産の被害状況確認、保全及び維持 ・救援物資の受け入れ調整 ・報道機関への対応 ・対外情報発信 ・静岡市と連携し、周辺住民へ対応する ・学内の帰宅困難者対応 ・一次避難施設運営
小鹿支部 学生班	短期大学部 学生室 キャリア支援センター 県大学生室(小鹿駐在) キャリア支援センター(小鹿駐在)	・学生の安否確認 ・学生の安全確保 ・受験者対応
小鹿支部 医療班	健康支援センター分所	・負傷者対応

小鹿支部 図書館班	短期大学部附属図書館	・施設の被災状況確認及び施設被害への対応
--------------	------------	----------------------

7 災害対策本部設置の周知

災害対策本部が設置された場合は、学内放送、メール、大学ホームページ等で学内へ周知し、関係機関等へ伝達する。なお、メールやホームページ等の情報通信機器の使用ができない場合は、構内掲示板等への掲示により行う。

8 収束時（事後）

(1) 災害対策本部の解散

災害対策本部長（学長）の終息の宣言をもって災害対策本部は解散し、必要に応じて防災委員会に移行する。災害対策本部が解散された場合は、学内放送、メール、大学ホームページ等で学内へ周知し、関係機関等へ伝達する。

(2) 記録

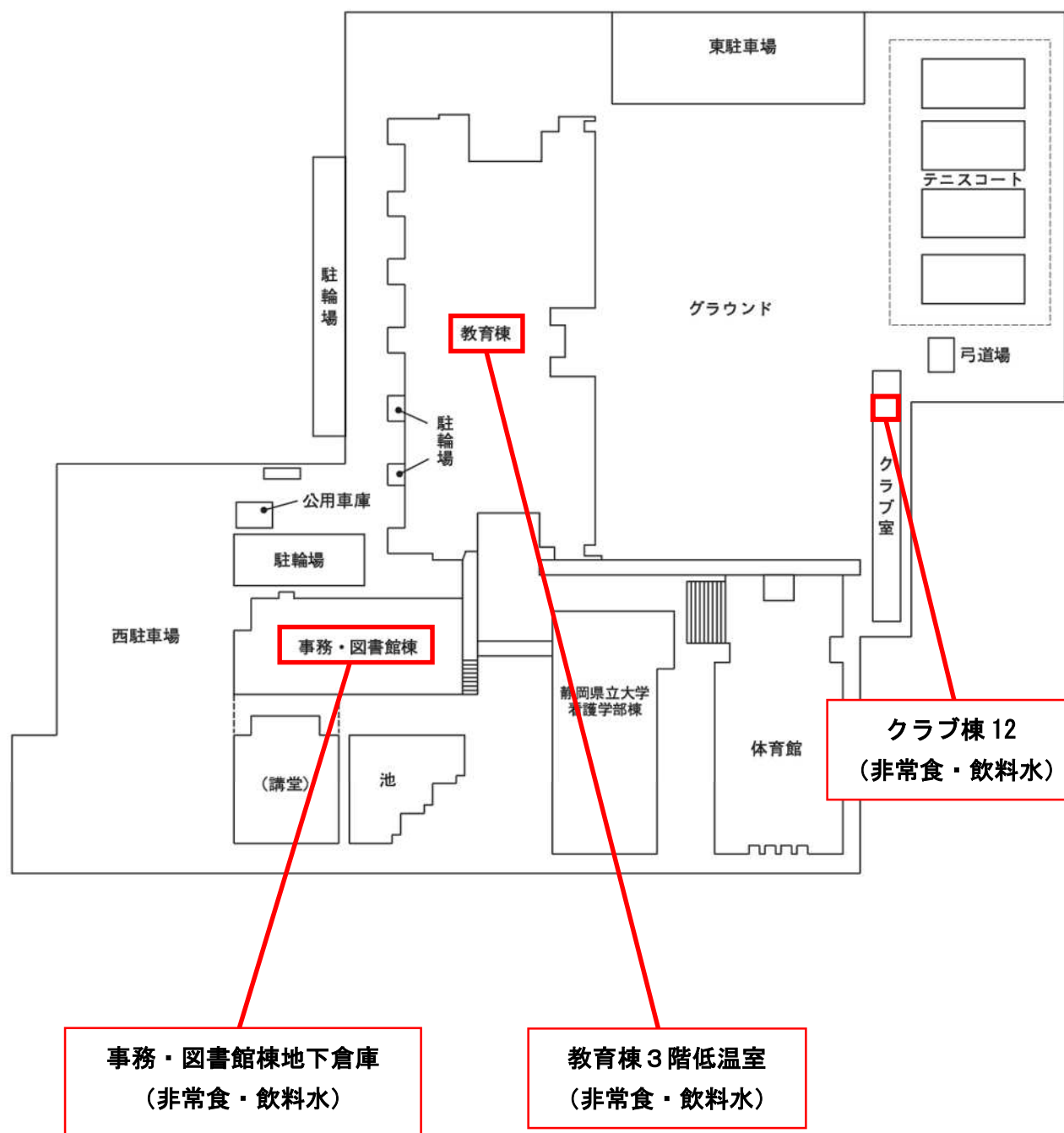
緊急対応事項を時系列で記録・整理する。

(3) 評価・分析と再発防止策

防災委員会において、緊急対応の評価を実施し、必要に応じて事業継続計画や防災マニュアルの見直しを行う。

9 学内備蓄状況

小鹿キャンパスでは、下図のとおり非常食や防災用品を備蓄しています。



10 静岡市との災害時協定

本学と静岡市の間で、本学が設置するグラウンドを、一次避難地として使用することについて、覚書を締結している。

1 避難地及び避難所の定義

- ・避難地 地震に対する警戒宣言が発せられた時、又は地震が発生したときに住民が避難する場所。
- ・避難所 地震災害発生後に住居を失った者又は住居を失わなかったが危険で居住できない者、地震以外の災害時に危険区域に居住する者等が避難する施設。

2 静岡市が静岡県立大学短期大学部に期待する事

一次避難地（グラウンド）の提供

3 避難所について

静岡市としては、静岡県立大学短期大学部を災害拠点として位置付けていない。静岡県立大学短期大学部周辺における災害時の拠点（地区支部設置場所）は、静岡市立西豊田小学校となっている。

4 静岡市緊急連絡先

静岡市危機管理総室（静岡市災害対策本部） 054-221-1241

駿河区地域総務課（駿河区本部） 054-287-8683